

**春日部夢の森公園 森づくり活動のお約束ごと**  
**森づくり活動に参加するにあたり以下の内容に同意します。**

- 春日部夢の森公園が目指す森づくり活動の趣旨を理解し、参加します。
- 営利を目的としません。
- 植樹計画書の考え方に沿って活動します。
- 生物多様性の考え方を理解して活動に参加します。
- 春日部夢の森公園の管理運営に協力します。
- 他の活動に対する敬意をはらう、尊重するなどの協力関係を築きます。また、活動が競合する場合は、お互いが協議し調整し、困難な場合は、協議会が調整を行います。
- 活動では参加者や公園利用者の安全を優先します。
- 公園利用者への配慮や森づくりの啓発を行っていきます。
- 活動にあたっては、協議会で決定されたことを守ります。
- 活動内容について審査を求められた場合は、審査を受けることを承諾します。審査の結果不適合と判断された場合には、活動は行いません。
- 毎年の活動内容などを年間活動報告に記入し提出します。
- (イベントなどの) 活動報告が求められた時には、活動内容を取りまとめて速やかに提出します。
- 活動について自己責任で行います。なお、活動団体はボランティア保険に加入します。
- 上記が守れない場合や、活動の継続が困難になった場合は、活動を辞退します。

以下のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

- i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員
  - ii 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
  - iii 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業者を営む者
  - iv 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業のうち、金銭の貸付を主な業として営む者
  - v 応募の際に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）による再生手続き又は更生手続開始の決定を受けている者
- また、必要な場合には、事業から暴力団等を排除するため、埼玉県警本部又は所轄する警察署に照会する場合があります。

住所：〒

連絡先：

署名： \_\_\_\_\_